



ひこちゅう通信

No.
003

こんにちは、ひこちゅうです😊

9月28日の「わたSHIGA輝く国スポ」
開会式にあわせて開催された「彦根
駅前おもてなしストリート」に参加
しました！

ひこにゃんたちと一緒に、全国から
訪れた皆さんを笑顔でお迎えし、ま
ちの元気を発信してきました✨



今月のおすすめ情報

◆11月は彦根でPayPay! 最大15%戻ってくる🎉

彦根市では、市内事業者を応援するため、対象店舗での
PayPay決済で最大15%ポイント還元となるキャンペーン
を実施します🌟

📅期間：令和7年11月1日(土)～30日(日)

✅1回あたり上限：2,000ポイント

✅期間中合計上限：4,000ポイント

対象店舗は市内の小売・飲食・サービス業など。

詳細は10月末に市ホームページで公開予定です。

👉新たにPAYPAY加盟し、本キャンペーン参加を希望さ
れる店舗様は、加盟店相談口 (PayPay株式会社営業
担当者 竹保 (たけやす) さん：080-3917-8991、平日9
時～17時) に直接連絡をお願いします。(彦根市への
連絡・申込み等は不要です。)

◆💡持続化補助金 第18回公募開始のご案内

「機械を導入したい」「広告宣伝したい」「店舗改装し
たい」——そんな事業者の取組みをサポートするのが、
国の補助制度「小規模事業者持続化補助金」です。

✅最大250万円まで補助！

チラシ制作・ホームページ・展示会出展などにも幅
広く活用できます🌟

📅申請期間：2025年10月3日(金)～11月28日(金)(予定)

チャンスを逃さないように、今すぐ準備を始めましょう！

今後の予定

🌟会員

- ・11/1(土) イナフェス2025 (出店予定者34事業所)
- ・11/26(水) 商工会健康診断 (商工会館)
- ・12/4(木) 経済講演会 (商工会館)

👩女性部

- ・11/20(金) 14:00～セキュリティ対策セミナー
～女性部以外の参加も歓迎～ (商工会館)
- ・講師：滋賀県警察本部 サイバー犯罪対策課 職員
- ・内容：パソコンやスマホを安全に使うためのポイ
ントや対策について

※詳細は近日中に改めてご案内いたします。

★11月1日(土) 笑って食べて遊ぼう！ 「イナフェス2025」開催情報😊

🌟注目は地元・彦根市出身の漫才コンビイタリ
アン・シガー・ブルドッグの出演！MCも務
め、漫オステージも披露してくれます🌟
会場では、稲枝グルメや物販、キッチンカー、
ロードトレイン、大声コンテスト、抽選会な
ど、家族で楽しめる企画が盛りだくさん😊

📅日時：2025年11月1日(土) 10:00～15:00

📍会場：稲枝地区ふれあい広場

📰新聞折込チラシも配布予定！お楽しみに🌟

👉最新情報は公式ホームページで発信します

いつでも商工会に相談してね！
また次回もお楽しみに♪

💡 別途、経営のためになる講習会のご案内を添付しています！
ぜひチェックして、業務改善や売上アップにお役立てください😊



令和7年9月12日

『11月は彦根でPayPay！最大15%戻ってくるキャンペーン！』を実施します

彦根市では、物価高騰の影響を受けた、市内事業者を支援し、地域経済の活性化を目指すため、市内対象店舗で、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を利用した場合に、決済金額の最大15%のPayPayポイントを付与するキャンペーンを実施します。

1 開催期間

令和7年11月1日（土）午前0時から同月30日（日）午後11時59分まで。

2 キャンペーン内容

開催期間中に、対象店舗においてPayPayクレジット、PayPay残高、PayPayポイント、PayPayデビットで支払いをすると、決済金額の最大15%のPayPayポイントを付与します。

- ・ 決済1回あたりの付与上限2,000ポイント
- ・ 期間中の付与上限4,000ポイント

※ポイント付与や支払い方法などについては一定の条件があります。

詳しくはPayPay社のお知らせページでご確認ください。

(QRコードからも参照できます。)

キャンペーンページ：<https://paypay.ne.jp/notice/20250912/cp-jichitai/>



3 キャンペーン対象店舗（10月末ごろに、市ホームページで公開予定）

- ・ 市内に本社のある大企業のうち、小売業、飲食業、サービス業の市内店舗
- ・ 中小企業の小売業、飲食業、サービス業の市内店舗

※上記キャンペーン対象店舗に一部該当しない業種等がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※キャンペーン対象店舗となるためには、PayPayへの加盟が必要です。

※新たに加盟し、本キャンペーン参加を希望される店舗様は、加盟店相談口（PayPay ㈱営業担当者 竹保（たけやす）さん：080-3917-8991、平日9時～17時）に直接連絡をお願いします。（彦根市への連絡・申込み等は不要です。）

問合せ先

産業部地域経済振興課

担当：服部・戸塚

電話：0749-30-6119

E-mail：shoko@ma.city.hikone.shiga.jp

小規模事業者持続化補助金<一般型>第18回のご案内

商工会の助言等を受けて経営計画を策定し、販路開拓等に取り組むことで

補助上限**50万円**、インボイス特例適用は更に**50万円上乗せ**、賃金引上げ特例適用は更に**150万円上乗せ**の補助が受けられます！

(最大補助金額250万円 補助率2/3、賃金引上げ特例の赤字事業者は3/4)

※インボイス及び賃金引上げ特例適用の要件等については、裏面及び公募要領をご確認ください。

取組例

機械を導入

新商品の開発、生産をするための機械や設備を導入



広告宣伝

新たにテイクアウトを開始したことをPRするチラシの作成と配布



パッケージ変更

デザインを一新して、ブランド力向上し、顧客獲得を図る



店舗改装

座敷を個室化して、少人数客を取り込むために店舗改装



申請方法

電子申請 ※書面郵送での申請はできません。

※ 事前にGビズIDアカウントが必要です。(プライム・メンバー)

申請受付 令和7年10月3日(金)開始(予定)

受付締切

第18回：令和7年11月28日(金) 17:00(予定)

※申請には商工会が発行する支援計画書が必要です。**商工会への支援計画書発行の受付締切は11月18日(火)です。必ず事前に商工会に申請相談を行い、発行の依頼をしてください。**

公募要領・申請等 [持続化補助金 商工会](#) [検索](#)

お問い合わせ先

稲枝商工会 ☎0749-43-2201

《対象事業》

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う販路開拓等の取組

新市場開拓や顧客獲得の為の商品開発・デザイン変更、チラシ作成、商談会参加、店舗改装等

《応募できる方》

・商工会地区で事業を営む小規模事業者等

※小規模事業者とは、以下の表に該当する事業所（詳細は公募要領）

業 種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※持続化補助金〈創業型〉の第1回公募又は第2回公募に申請中の事業者は、持続化補助金〈一般型〉第18回公募を申請することはできません。

※令和2年度以降の持続化補助金〈一般型〉〈コロナ特別対応型〉〈低感染リスク型〉の補助事業者は、各補助事業の1年後の報告書の提出が再申請可能の要件となっております。詳しくは公募要領をご確認ください。

《対象経費》

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、
新商品開発費、借料、委託・外注費

《補助金上限・補助率と概要》

類型等	補助上限額	補助率	概 要
一般型	50万円	2/3	小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
インボイス特例	補助上限額に 最大50万円上乗せ		2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった事業者及び2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた小規模事業者等
賃金引上げ特例	補助上限額に 最大150万円 上乗せ	2/3※	販路開拓の取り組みに加え、事業場内最低賃金を補助事業実施期間中に+50円以上とする小規模事業者等 ※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に上げるとともに加点の対象となります

※上記特例の要件を両方満たす場合は、最大200万円上乗せとなります。

持続化補助金は小規模事業者が商工会の支援を受けながら事業を実施する補助金です。申請にあたってはお気軽に商工会までご相談ください。

～ 商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します ～

お問い合わせ先

稲枝商工会 ☎0749-43-2201

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担して**インボイス対応済の受発注ソフト**を導入し、受注者である**中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケース**を支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<活用イメージ・補助率等> (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、 導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化) 単独申請可能なツールの拡大		ハードウェア購入費	クラウド利用料(最大2年分)	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(最大2年分)(※1)
補助額	・ITツールの業務プロセスが1~3つまで：5万円~150万円 ・4つ以上：150万円~450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1機能：~50万円 2機能以上：~350万円 PC・タブレット等：~10万円 レジ・券売機等：~20万円	~350万円	5万円~ 150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者(※2)：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	~50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円~350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!**

インボイス枠

・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。
 経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

・通常枠、インボイス枠(インボイス対応類型、電子取引類型)、セキュリティ対策推進枠

・複数社連携IT導入枠

第4次申請締切日 8月20日

第2次申請締切日 8月20日

第5次申請締切日 9月22日

第3次申請締切日 10月31日

第6次申請締切日 10月31日

第7次申請締切日 12月2日



応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）+ 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
 (※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント

職業訓練 + 経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R7.9)

採用難を乗り越える人財戦略

今に生きる
松下幸之助の
経営哲学

～人財育成の重要性
企業戦略＝人財戦略～

参加
無料

日時 2025年10月16日(木) 13:30～16:00

開催場所 彦根商工会議所
彦根市中央町3-8 4階 大ホール

こんな方におすすめ

- ・社員の力をもっと引き出したいが、具体的な方法が見つからない。
- ・採用だけに頼らず、人材を育てて活かす仕組みを取り入れたい。
- ・自社の人材課題を専門家に相談し、解決のヒントを得たい。
- ・どんな業務を外部のプロ人材にお願いできるのかイメージできない。

プログラム

第1部 13:35～14:55

採用難の今、経営の原点に立ち戻り
真の経営とは？松下幸之助に学ぶ



PHP理念経営研究センター 首席研究員

講師 川上 恒雄 氏

専門分野：松下幸之助研究、宗教学、社会学
1991年一橋大学経済学部卒業、日本経済新聞社入社。97年同社退社後、南山大学南山宗教文化研究所研究員、京都大学経営管理大学院京セラ経営哲学寄附講座非常勤助教授などを経て、2008年PHP研究所入社。14年同社松下理念研究部研究部長。19年より現職。宗教学博士（ランカスター大学）。社会学修士（エセックス大学）。著書に『ビジネス書と日本人』『松下幸之助の死生観』（ともにPHP研究所）など。

第2部 15:05～15:45

育成と外部プロ人材活用で広がる可能性



パーソルキャリア株式会社 アライアンス推進部 マネージャー

講師 片山 真平 氏

パーソルキャリア株式会社（旧株式会社インテリジェンス）にて求人広告「an」・「doda」の営業として企業の採用支援に従事。公共事業部にて、震災復興に向けた企業の採用・人材育成、販路開拓の支援に携わる他、都内企業の生産性向上・テレワーク導入支援のコンサルティング事業を責任者として運営し、2021年より現所属。全国の金融機関・プロフェッショナル人材戦略拠点との連携を通じ、副業・兼業サービスを推進する部門にて責任者を務める。

16:00～16:45

個別相談会 ※ご希望の企業様対象

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点各担当

【主催】 滋賀県 滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点

【共催】 彦根商工会議所

【協力】 パーソルキャリア株式会社

お問い合わせ

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点

お申し込みはこちら！



077-511-1419 spro1999@shigaplaza.or.jp

https://www.shigaplaza.or.jp/

プロ人材を活用して 人材課題解決に取り組んだ企業の声



社員の帰属意識を高める ための社内風土改革

プロ人材との取り組みを経て、
管理職の意識が向上し
組織全体に変化を生み出す
ことができた。



人事制度の改定と定量・定性の 両面評価の仕組み構築

高いスキルと意欲を持った方に
評価制度策定～研修まで
実施いただき円滑に新制度運用を
開始することができた。



人材確保に向けた効果的な 採用施策の立案と実行

採用支援をしてもらった結果
非常に多くの応募が入るようになり、
優秀な方々との面談を
進めることができた。

お申し込み方法

URLまたはQRコード、FAXよりお申し込みください

■ URLまたはQRコードよりお申し込み

[https://www.shiga.work/event-entry-form?
event=3212&event-facility=3220](https://www.shiga.work/event-entry-form?event=3212&event-facility=3220)



■ FAXよりお申し込み

077-511-1429

セミナー申込書

企業名・団体名		
住所		
電話番号		
参加者①	フリガナ 氏名	
	所属・役職名	
	メールアドレス	
参加者②	フリガナ 氏名	
	所属・役職名	
	メールアドレス	
セミナー開催を どこで知りましたか		<input type="checkbox"/> 滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点 <input type="checkbox"/> 商工会議所 () <input type="checkbox"/> その他 ()
相談の希望		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> セミナー後に判断する
相談概要		

※お申し込み情報は、紹介先で共有させていただきますが、当セミナーの運営管理の目的にのみ使用します。

お問い合わせ

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点

お申し込みはこちら!



☎ 077-511-1419 ✉ spro1999@shigaplaza.or.jp

<https://www.shigaplaza.or.jp/>